

令和4年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

補助金額

1世帯当たり 上限30万円

対象世帯

- ①令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻届けを受理された夫婦が属する世帯
- ②申請時点で夫婦共に階上町に住所があること
- ③婚姻届けを受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること
- ④世帯所得が400万円未満であること
- ⑤婚姻後継続して、2年以上階上町に居住すること

●これらのすべてに該当する世帯 ●

※上記以外にも条件がありますので、詳しくは町HPまたは窓口まで。

対象費用

- | | |
|------|-------------------------|
| 住宅費 | ① 住宅の購入費 |
| | ② 住宅の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 |
| | ③ 住宅のリフォーム費用 |
| 引越費用 | ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用 |

申請・問い合わせ先

階上町役場 すこやか健康課 児童グループ TEL:0178-38-1237